

8/30 木

要介護1、2を給付外し 社保審部会で議論開始

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は29日、来年の介護保険法改定へ向けて議論を開始しました。

介護保険部会改悪プラン面白押し	
現在40歳以上からの2号被保険者の引き下げ	施設入所者の居住費・食費の自己負担の引き上げ
現在自己負担無しの施設入所者の室料有料化	ケアプランの作成費用などの自己負担化
要介護1、2の生活援助サービスの総合事業への移行	高額介護サービス費の自己負担限度額の上限引き上げ
利用料が2～3割となる「現役並み所得者」の対象拡大	介護サービスの現金給付

給付抑制・負担増の項目

厚労省は、給付と負担の見直しの検討項目として、「軽度者」（要介護1、2）の生活援助サービスや、ケアプランの作成費用など8項目を盛り込みました。安倍政権は、昨年末に閣議決定した「改革工程表」で、20年の通常国会に法案を提出し、要介護1、2の人の生活援助サービスを介護保険部会

は年内に報告を取りまとめ方針です。

利用者への負担増・給付抑制のほかに、交付金をつかって自治体同士を競わせる保険者インセンティブの強化なども盛り込みました。

委員の「認知症の人と家族の会」の花保ふみ代常任理事は、「どの論点も利用者にはかなり厳しい議論が予想される」と指摘。15年の一定所得以上の人の利用料2割負担への引き上げでも、サービス抑制と介護する家族への深刻な影響がでていると述べ「(これ以上の負担増・給付抑制では)私たちの生活と介護はたちむかなくなる。絶対に認められない」と強調しました。

護保険給付から、市区町村の裁量で実施する「総合事業」に移すとしています。

14年の介護保険法改悪で総合事業に移された要支援1、2では、本人の意思と関係なく介護から「卒業」させられる事態が相次いでいます。要介護1、2まで保険給付から外されれば、介護保険制度は大きく変質します。法案提出に間に合わせるため、介護保険部会は年内に報告を取りまとめ方針です。